

新得町地球温暖化対策実行計画

【新得町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

平成28年4月

新得町

目 次

| | |
|---------------------|---|
| 第1章 計画の基本的事項 | |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の目的 | 1 |
| 3 計画の策定の経緯 | 1 |
| 4 計画の期間 | 1 |
| 5 計画の範囲 | 2 |
| 第2章 評価 | |
| 1 前回計画の評価 | 3 |
| 第2章 目標 | |
| 1 温室効果ガスの総排出量に関する目標 | 4 |
| 第3章 取組 | |
| 1 取組内容 | 6 |
| 第4章 推進と点検・評価 | |
| 1 推進体制 | 8 |
| 2 点検・評価 | 8 |
| 3 公表 | 8 |

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素（以下CO₂）など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにともない太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、国際的には、平成9年12月京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガスの削減に向け取り組むことが確認され、我が国では平成17年に「京都議定書目標達成計画」が定められ、平成20年から平成24年の間に温室効果ガスの総排出量を、平成2年時点と比べ6%削減する目標が定められました。

京都議定書目標達成計画は平成24年末で終了しましたが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成32年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「法」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

本町においても実行計画を策定し、新得町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

2 計画の目的

本計画は、法第21条に基づき本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画策定の経緯

本町では、平成12年4月に法第8条に基づき、新得町における行政事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置による地球温暖化対策の推進を図るため、平成23年度から平成27年度までの実行計画を策定しました。

今後も継続した取組を進めるため、本計画を策定します。

4 計画の期間

基準年を平成26年度とし、計画の期間を平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

5 計画の範囲

本計画の対象は「公共施設の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。（ただし、町の職員が直接実施するもので、指定管理者等で行う事務及び事業は除きます。）

対象施設及び対象車両は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

| | |
|-------|---|
| 総務課 | 役場庁舎 |
| 産業課 | 総合体育館、レディースファームスクール、農村改善センター |
| 町民課 | 町営浴場、葬斎場、清掃センター、リサイクルセンター、埋立処分場 |
| 施設課 | モータープール、浄水場、下水終末処理場 |
| 保健福祉課 | 保健福祉センターなごみ |
| 屈足支所 | 屈足総合会館、陶芸センター |
| 児童保育課 | 新得保育所、屈足保育園、新得幼稚園、こどもセンターなかよし |
| 学校教育課 | 新得小学校、屈足南小学校、富村牛小中学校、新得中学校、屈足中学校、給食センター |
| 社会教育課 | 図書館、町民体育館、温水プール、町営球場、新得山スキー場 サホロリバーサイド運動広場（サッカー場、パークゴルフ場） 公民館 |

対象車両一覧

| | 乗用車 | 軽自動車 | 特殊車両 |
|-------|-----|------|------|
| 総務課 | 3台 | | |
| 地域戦略室 | | 1台 | |
| 産業課 | 4台 | 3台 | |
| 町民課 | 5台 | | 10台 |
| 施設課 | 7台 | 3台 | 11台 |
| 保健福祉課 | 2台 | 4台 | |
| 屈足支所 | 1台 | 1台 | |
| 児童保育課 | 1台 | | |
| 学校教育課 | 1台 | 1台 | |
| 社会教育課 | 2台 | 1台 | 4台 |
| 農業委員会 | 1台 | | |
| 合計 | 27台 | 14台 | 25台 |

第2章 評価

1 前回計画の評価

| | 基準年（平成18年度） | | 平成26年度 | | 削減量 | | |
|-----------|-------------|------------------|-----------|------------------|-----------|------------------|---------|
| | 使用量 | CO2排出量 kg-CO2 | 使用量 | CO2排出量 kg-CO2 | 使用量 | CO2排出量 kg-CO2 | |
| ガソリン | 22,822 | リットル | 52,947 | 22,214 | 51,536 | 608 | 1,411 |
| 軽油 | 114,058 | リットル | 294,270 | 95,064 | 245,265 | 18,994 | 49,005 |
| 灯油 | 203,977 | リットル | 507,903 | 236,458 | 588,780 | △32,481 | △80,877 |
| A重油 | 537,005 | リットル | 1,455,284 | 367,040 | 994,678 | 169,965 | 460,606 |
| LPガス | 2,898 | m ³ | 17,388 | 3,487 | 20,922 | △589 | △3,534 |
| 電気 使用量 | 3,017,890 | kwh | 2,052,165 | 3,071,422 | 2,088,567 | △53,532 | △36,402 |
| 合計 | 3,898,650 | | 4,379,957 | 3,795,685 | 3,989,748 | 102,965 | 390,209 |
| | | | | | | 削減率 | 8.9% |

※排出係数は平成27年3月現在の値を使用しています。したがって、前計画のCO2排出量とは異なります。

平成26年度のCO2排出量は3,989,748kg-CO2で基準年度の平成18年度の4,379,957kg-CO2に対し8.9%の削減であり、目標の7%削減が達成されています。

電気使用量については、削減目標を1.8%下回る2,088,567kg-CO2でした。主な原因は新得浄水場の燃料凍結防止用暖房設備の新設とこどもセンターなかよしの新築による新たな電気の使用です。

燃料については、転換可能な施設において、A重油から灯油への転換を実施しました。このため、灯油の使用量が増えましたが、A重油を大幅に削減することができました。

○取り組み内容一例

役場庁舎内の照明は各蛍光灯にスイッチをつけ、使用していない照明は消しています。また、各施設では省エネタイプの蛍光管を使用して、電気量削減に努めています。

室内の暖房については、室温の適正な温度管理を行っています。役場庁舎及び町営浴場において、1台ずつペレットストーブを使用しています。

車両については、平成25年度にハイブリッドカー1台を購入しています。また、公用車の更新の際は低燃費車を購入していきます。ノーマイカーデーや公用自転車の使用を推進しています。

第2章 目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務及び事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、車両等の燃料や電気使用量をCO2の排出量に換算し、算出します。ガソリンと軽油については、車両に使用する割合が多いため、施設と車両に分けて、集計します。CO2排出係数は法第3条を使用しています。

町の事務・事業から排出されるCO2排出量

【平成26年度：基準年】

| | 燃料等 | 使用量 | 排出係数 | CO2排出量 kg-CO2 | 割合 |
|----|-------|----------------------|------|------------------|-------|
| 施設 | ガソリン | 2,409 ℓ | 2.32 | 5,589 | 0.2 |
| | 軽油 | 3,473 ℓ | 2.58 | 8,960 | 0.2 |
| | 灯油 | 236,458 ℓ | 2.49 | 588,780 | 14.8 |
| | A重油 | 367,040 ℓ | 2.71 | 994,678 | 24.9 |
| | LPガス | 3,487 m ³ | 6.00 | 20,922 | 0.5 |
| | 電気使用量 | 3,071,422 kWh | 0.68 | 2,088,567 | 52.3 |
| 車両 | ガソリン | 19,805 ℓ | 2.32 | 45,947 | 1.2 |
| | 軽油 | 91,591 ℓ | 2.58 | 236,305 | 5.9 |
| | 合計 | 3,795,685 | | 3,989,748 | 100.0 |

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

第8期総合計画では、平成28年度から平成37年度までに温室効果ガス排出量を基準年に比べて7%削減することとしています。本計画ではこの目標達成のため、平成32年度における温室効果ガス排出量を基準年に比べて4%（159,590 kg-CO2）削減します。

| |
|--|
| 平成32年度（目標年）温室効果ガス総排出量 3,830,158 kg-CO2 |
|--|

各項目別のCO2排出量と目標

| | 燃料等 | 平成26年度 (基準年) | 平成32年度(目標年) 削減率4% | | |
|----|-------|------------------|----------------------|---------------|------------------------------|
| | | CO2排出量 kg-CO2 | CO2排出量 kg-CO2 | 削減量 kg-CO2 | 削減量 |
| 施設 | ガソリン | 5,589 | 5,365 | 224 | 96 ^{リットル} |
| | 軽油 | 8,960 | 8,602 | 358 | 139 ^{リットル} |
| | 灯油 | 588,780 | 565,229 | 23,551 | 9,458 ^{リットル} |
| | A重油 | 994,678 | 954,891 | 39,787 | 14,682 ^{リットル} |
| | LPガス | 20,922 | 20,085 | 837 | 139 ^{m³} |
| | 電気使用量 | 2,088,567 | 2,005,024 | 83,543 | 122,857wh |
| 車両 | ガソリン | 45,947 | 44,110 | 1,838 | 792 ^{リットル} |
| | 軽油 | 236,305 | 226,853 | 9,452 | 3,664 ^{リットル} |
| 合計 | | 3,989,748 | 3,830,159 | 159,590 | |

設備更新による燃料の転換等が見込まれるため、項目ごと削減率は設けず一律4%削減としています。

計画期間中は年度ごとに基準年の0.8%ずつ削減していき、目標年で4%の削減を目指します。

年度ごとの削減目標

| | 総排出量 kg-CO2 | 削減量 kg-CO2 | 削減率 |
|--------|----------------|---------------|------|
| 平成28年度 | 3,957,831 | 31,918 | 0.8% |
| 平成29年度 | 3,925,913 | 63,836 | 1.6% |
| 平成30年度 | 3,893,995 | 95,754 | 2.4% |
| 平成31年度 | 3,862,077 | 127,672 | 3.2% |
| 平成32年度 | 3,830,159 | 159,590 | 4.0% |

第3章 取組

本町の事務事業に関するCO2等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

1 取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

① 電気使用量の削減

- ・効率的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。
- ・インバーター型照明やLED照明器具などの利用促進をします。

② 燃料使用量の削減

施設

- ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・リサイクル率の向上と生ゴミの減量化を図り、収集・焼却に係る燃料を減らします。
- ・木質燃料など環境負荷の少ない燃料の導入を検討します。

公用車

- ・ふんわりアクセルや適正な車間距離を保つことで急発進・急停止をしません。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる際は必ずエンジンを切り、アイドリングをしません。
- ・公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図ると共に、ハイブリットカー、電気自動車への移行を検討します。
- ・出張時の相乗りを奨励します。
- ・ノーマイカーを奨励します。
- ・公用自転車の利用促進をします。

(2) 間接的に効果がある取組

① 物品等の新規、更新

- ・物品等の新規、更新する時は、省エネタイプで環境負荷の少ないもの、グリーン購入法適合基準のものの購入に努めます。

用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入するように努めます。

事務用品

- ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・環境ラベリング（エコマーク等）対象製品の購入に努めます。

② 施設の新築、改築

- ・施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・街灯など常時使用しているものについては、省エネタイプのものに更新していきます。

③ 町有林の整備・保全と利用

- ・豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。
- ・未立木地の造林促進事業の実施をします。

④ 水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・節水型機器の導入を検討します。

⑤ ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底し、リサイクルを推進します。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

⑥ その他

- ・環境保全活動や環境保全に関する研修の参加に努めます。
- ・小中学校へ環境保全に関する情報提供を行います。

(3) 町全体の取組

本計画の範囲は役場内の事務・事業についてのみですが、役場のみならず家庭や事業所へのCO2削減への取り組みを推進、啓発し、町全体でCO2対策に取り組みます。

家庭への啓発

- ・広報しんとくお知らせ号に家庭で実施できる取り組みを紹介します。
- ・小型家電リサイクル、古着・古布リサイクル、廃食用油の回収を推進します。
- ・エコドライブ10に関する意識啓発をします。
- ・広報紙配布時のエコバック使用を図ります。
- ・住宅用太陽光パネルの設置を推進します。

事業所への啓発

- ・CO2削減対策の事業所向けの情報を随時提供します。
- ・町内商店のノーレジ袋とエコバックの推進を図ります。
- ・エコドライブ10に関する意識啓発をします。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

「推進委員会」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進委員会

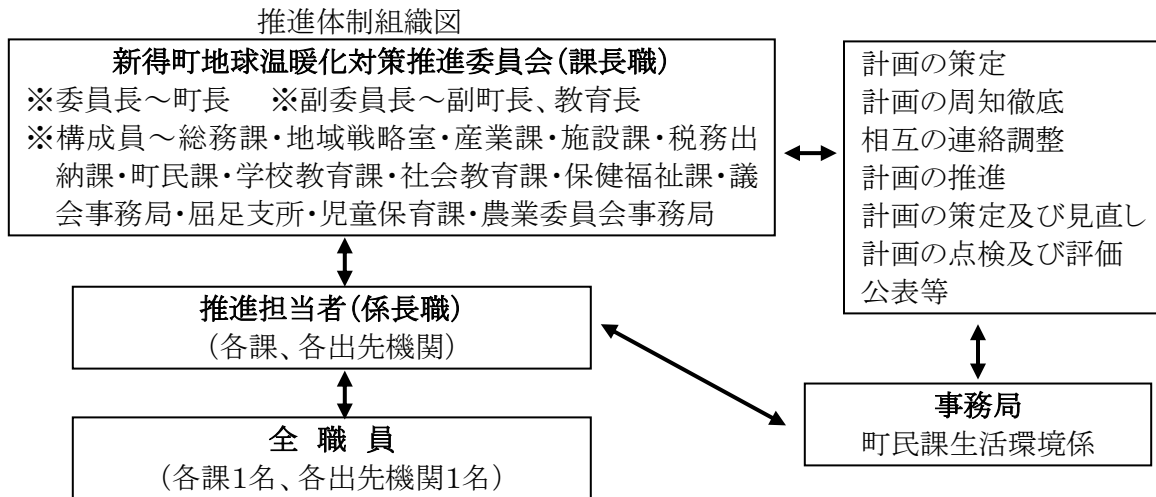
町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、その他課長職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図っていきます。

(3) 事務局

事務局を町民課生活環境係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。



(4) 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

- ・環境全般に関する意識向上を図るため研修会の実施
- ・庁内LAN等を活用して環境に関する情報の発信

2 点検・評価

事務局が各推進担当者をとおり、進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行い、各年度の状況を取りまとめます。

3 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、広報紙等により公表します。

編集 新得町町民課生活環境係
発行 平成28年4月